

〇〇〇〇後援会

第1条 (名称・所在地)

本会は、〇〇〇〇後援会と称し、主たる事務所を〇〇市(町・村)に置く。

第2条 (目的)

本会は、〇〇〇〇氏を後援することにより市(町・村)の発展と市民(町民・村民)の生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のための必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

第6条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 (会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費(年額1,000円)、寄付金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度)

会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第10条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和〇年〇月〇日より実施する。

(注意)

これは、後援会の場合の規約の見本ですので、様式は必ずしもこのようなものである必要はありませんが、以下の事項については必ず定めてください。

① 名称及び所在地に関する規定

② 目的に関する規定

ア 後援会の場合は、被後援者の氏名を明記

イ 後援会以外の団体の場合は、政治目的であることがはっきりわかる内容

③ 会計年度に関する規定

なお、収支報告書は1月1日から12月31日で調製する必要がありますので、特段の事情のない限り1月1日から12月31日とされることをお勧めします。

④ 規約の実施年月日に関する規定(附則)